

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第15回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2016年3月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### オーストラリアに対する外国投資の最新状況

オーストラリア財務省は「Foreign Investment into Australia」と題する報告書を発表しました。この報告書は、オーストラリアに対する外国投資についての所見と動向についてまとめています。

鉱業分野への外国直接投資額は、2010年から2014年の間で1,475億豪ドルから2,647億豪ドルへと大幅に上昇しました。連邦政府は、TPPをはじめ、貿易自由化を推進しているため、この分野は引き続き成長が予想されます。基準額を超える外国投資を行う場合、FIRB（オーストラリア外資審議委員会）に届出を行って承認を得ることが必要になりますが、TPP発効後は、全てのTPP加盟国に対し、この基準額が2億5,200万豪ドルから10億9,000万豪ドルへと引き上げられる（ウランおよびプルトニウム抽出物および核関連施設は除く）ため、外国投資がより促進されることが見込まれます。

農業は、外国投資の割合が非常に低く、そのために今後外国投資の大幅な増加が見込まれる分野です。また、鉱業分野と同様、近時発効した自由貿易協定により食料の輸出は大幅に増加しています。とりわけ、日本、韓国、中国、そしてTPP参加国に対する食料品の輸出が増えていくことが予想されるため、オーストラリアにおける農業の重要性はますます高まるものと考えられます。

一方、近時の外国投資規制の変更により、1,500万豪ドル以上の農業用地を取得する場合にはFIRBに届出を行って承認を得ることが必要になったため、注意が必要です。また、連邦政府は、外国人投資家に対

## 「当事務所の特長」ビデオ



### iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の  
ソーシャルメディア公式アカウント



---

する税規制の強化も進めています（次のトピックご参照）。

このように連邦政府はオーストラリアへの外国投資を推進する一方、外国投資家に対し重要なインフラ（空港、港、道路、鉄道等）を売却する場合には、国家安全リスク面からの精査が必要であるとして、本年 3 月 31 日から FIRB が審査を行うことが発表されています（財務省 [サイト](#) より）。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

## その他の注目のトピック

---

### 外国投資規制の投資承認手続における税規制の強化

上記の通り、オーストラリア税制の遵守を確保するため、外国人投資家に対する税規制の強化が進められています。具体的には、外国投資規制の投資承認手続において、オーストラリア国税局（ATO）が求める投資に関する書類や情報の提供、豪州移転価格税制や租税回避ルールが適用される可能性のある取引の通知などの標準条件（standard conditions）の履行が求められ、さらには、予想納税額などに関する ATO への継続的な情報提供などの追加条件（additional conditions）が課せられる場合があります。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

### インフラ改革の動向

連邦政府の諮問機関であるインフラストラクチャー・オーストラリア（IA）は、「改革提案書（reform document）」と呼ばれるオーストラリア・インフラストラクチャー・プランを公表しました。本トピックでは、本文書の内容に加えて、IA の意図やその背景を踏まえて、インフラ改革の動向を解説します。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

### 北部オーストラリア・インフラストラクチャー・ファシリティ（NAIF）の投資細則案のパブリックコメント開始

北部オーストラリアにおけるインフラ開発のための 50 億豪ドル規模の融資枠である NAIF は、今年 7 月 1 日より運用を開始する予定ですが、その申請基準や融資条件などを定めた投資細則の草案が公表され、パブリックコメントの受付が開始しました。

原文（英語）への [リンク](#) はこちら

## 区分所有権の管理運用に関する法律の改正（NSW 州）

ニューサウスウェールズ州では、この 10 年で建設されたマンションやアパートなど、区分所有権の伴う建物の多くに欠陥が報告され、その対応が議論されていました。その結果、同州では、区分所有権の管理運用に関する州法を改正し、今年中頃を目処に、複数の居住区分を有する 3 階建て以上の建物を建設する場合には、独立のインスペクターによる建物検査と欠陥の修繕に対処するためのボンド（保証金）の支払いが義務化されることとなります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 不正経理の新たな刑事罰（外国公務員贈賄防止）

2016 年 3 月 1 日より、外国公務員贈賄防止規制を強化すべく、新たな不正経理の刑事罰を定めた刑法の改正法が施行されました。これに伴い、汚職規制のコンプライアンスや、会計違反の予防措置（セーフガード）の見直しも必要といえましょう。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 安全管理規定違反による解雇処分が有効とされたものの、前例との不均衡を理由に職場復帰が認められた例

使用者が安全管理規定の違反を理由に行った従業員の解雇処分について、フェアワーク委員会は、解雇そのものは有効であるものの、これまでの使用者による懲戒処分の前例と不均衡であるため、従業員の職場復帰を認める決定を行いました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 中央清算されない店頭デリバティブ取引規制の草案

オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、今年 2 月 25 日に、店頭デリバティブ取引規制に関する健全性基準（Prudential Standard CPS 226）の草案を公表しました。この草案では、中央清算されない店頭デリバティブ取引を行う規制対象者が、カウンターパーティに対して、店頭デリバティブの現在価値と中央清算機関（CCP）により清算されないエクスポージャーとの差額に相当する証拠金の預託等をし、または預託等を求めることなどを定めています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

---

## 最近行われたセミナーのご報告

---

### 1. 「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015年12月8日にシドニー日本商工会議所、また、2015年12月16日に弊所ブリスベンオフィスにおいてそれぞれ行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。

このセミナーでは、2015年12月1日に施行された外国投資に関する法改正の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。この法案は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。

今回はいずれのセミナーも改正法施行直後の開催となりましたので、ご参加の皆様からの関心の高さが伺われました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

### 2. オーストラリア農業投資セミナー

2015年10月1日、東京の帝国ホテルにおいて、豪州クィーンズランド州アナスタシア・パラシェ首相の来日を記念して、農業投資セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州農業分野への投資の法的側面」と題する講演を行いました。日豪EPA締結に続きTPPが大筋合意に至るなど、日豪間の貿易環境が目まぐるしく変化する中で、先進国でありながら農業輸出大国でもあるオーストラリアの農業分野に対する投資の可能性について検討する動きが活発化しています。このような環境下、農業分野への投資に関する規制の枠組みが大きく変わろうとしていますが、この点に関する最新の動向等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

### 3. オーストラリア石炭投資促進セミナー

2015年10月7日、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「最近の炭鉱権益取得案件の特徴と注意点 ～1ドルでの炭鉱取得に際して検討すべき重要事項」をテーマに講演を行いました。石炭市場の低迷に伴い、操業を停止したプロジェクト権益を安価で売買する案件が俄かに増加していますが、収益の上がない既存の権益を売却してプロジェクトから完全撤退する方法や、将来有望な炭鉱権益を安価で取得する方法、そしてこれらの取引に関する重要な法律上の問題点等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

---

### 1. 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 （「ビジネス法務」2016年4月 Vol.16 No.4）

標記記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアの M&A マーケットの全体動向を紹介するとともに、2015年12月に施行された外資規制法の改正、オーストラリア企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な様々な問題を生じる労働法制上の注意点等、オーストラリアにおける M&A の基本的な留意点について解説しています。

### 2. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」（ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015年11月・12月号）

The Association for Real Estate Securitization (ARES)（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルにおいて鈴木弁護士が寄稿した記事（共著）。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について解説しています。記事は[こちら](#)から無料でダウンロードすることができます。

### 3. オーストラリア・ニュージーランド海洋開発最新動向とオーストラリアの海洋環境規制・近時の動向 （「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3）

標記巻頭記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアにおける海洋環境保護法制の枠組みと最新改正動向を解説しています。「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3は、こちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

### 4. オーストラリアにおけるビジネス展開（2014年度版）

オーストラリア貿易促進庁（Austrade）のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境及び法律に関する一般的な情報を広く提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

### 5. オーストラリア会社法概説（信山社 2014年8月）

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。日々の豪州ビジネスにも活用できるよう、実務面もカバーしています。

6. 「オーストラリアの投資規制の概況」  
「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」  
「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」  
(ジュリスト 2014年4月号～6月号)

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回では、日本からオーストラリアに進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

---

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
直通電話：07-3292-7262  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
直通電話：07-3292-7571  
メール：[syamura@claytonutz.com](mailto:syamura@claytonutz.com)



ロイヤー 鈴木正俊  
直通電話：07-3292-7044  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロイヤー 八郷智之  
直通電話：02-9353-5722  
メール：[thachigo@claytonutz.com](mailto:thachigo@claytonutz.com)



ロークラーク 末永麻衣  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7019  
メール：[msuenaga@claytonutz.com](mailto:msuenaga@claytonutz.com)



ロークラーク 樋口彰  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7991  
メール：[ahiguchi@claytonutz.com](mailto:ahiguchi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
木内理恵子  
直通電話：07-3292-7599  
メール：[rkiuchi@claytonutz.com](mailto:rkiuchi@claytonutz.com)

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。